

能代市地域防災計画素案について

1. 見直しの背景

東日本大震災による影響・被害と市の被災者支援

- 東北地方太平洋側を中心に地震・津波等による甚大な被害と福島第一原発事故による放射能汚染が発生
- 能代市では、「震度4」を観測し、現在も地震被災者及び原発避難者の受入れ等、被災者支援の活動を継続中

本市の過去災害

- 能代大火（昭和24年、昭和31年）
- 米代川洪水（昭和47年）
- 日本海中部地震（昭和58年）
- 平成19年豪雨（平成19年）

これらの背景と、東日本大震災及び近年の災害で得られた教訓を踏まえ、能代市の防災行政の要である「地域防災計画」の見直しを実施する。

国・県の動向

- 秋田県地域防災計画の改訂（平成25年3月）
- 秋田県地震被害想定報告書（平成25年8月）
- 国の防災基本計画の見直し（平成26年1月）
- 日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書（平成26年9月）※第1回防災会議（平成26年7月4日）以降の動き



2. 見直しの方針

次の3つの見直しの方針のもと、計画の修正を行いました。

- (1) 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化
- (2) 大規模広域な災害時における被災者対応等の強化
- (3) 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し

【留意事項】

- ・ 予想される最大規模の災害への対応を考慮すること
- ・ 多様な主体の参画による地域防災力の向上を目指すこと
- ・ 減災の視点を取り入れること
- ・ 女性や高齢者、障がい者等の視点を取り入れること

3. 見直しの視点・対策等

方針をもとに、次の見直しの視点と対策をあげ計画へ反映しました。

(1) 東日本大震災を踏まえた 地震・津波対策の抜本的強化	①津波災害対策編の新設 ②津波被害の軽減 ③地震動被害の軽減 ④災害時の情報提供の充実 ⑤備蓄体制等の強化 ⑥避難所の機能強化 ⑦大規模停電への備え ⑧原子力施設の災害対策
(2) 大規模災害時における被災者 対応等の強化	①市（県）境等を越えた被災住民の受入れ ②防災拠点等の整備 ③自治体間の相互支援 ④医療体制の整備 ⑤防災拠点への燃料油等供給対策 ⑥行政機能の維持・確保等
(3) 最近の災害等を踏まえた防災 対策の見直し	①最近の風水害・雪害等を踏まえた対策 ②避難行動要支援者対策 ③帰宅困難者対策 ④防災意識向上のための普及啓発 ⑤そのほか災害対策の強化

4. 素案の概要

主な改正点は以下の通りです。

(1) 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化

<p>①津波災害対策編の新設</p>	<p>○「第4編 津波災害対策」を追加 (津波災害対策編-489～540)</p>
<p>津波被害想定</p>	<p>○秋田県地震被害想定調査報告書(平成25年8月)の想定地震の内、マグニチュード7.9の海域A(日本海中部地震を参考)によるものを、「科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波」として採用し、これを前提として津波対応を推進することを記載 (津波災害対策編-496)</p> <p>○平成26年8月に、国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」により「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく震源モデルが示され、今後、県がそのモデルによる浸水想定を実施した場合は、速やかに本計画の見直しを行う旨を記載。 (津波災害対策編-496)</p>
<p>②津波被害の軽減</p>	<p>○最大クラスの津波への対策として、市民等の生命を守ることを最優先に、市民等の避難を軸としたソフト対策の強化について記載</p> <p>○比較的発生頻度の高い津波への対策として、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設の整備等、ハード対策について記載 (津波災害対策編-501)</p> <p>○緊急避難場所、避難路等の確保等、避難体制の整備、津波ハザードマップ等の活用について記載 (津波災害対策編-508)</p> <p>○防災業務従事者の安全確保について記載 (津波災害対策編-537)</p>
<p>③地震動被害の軽減</p>	<p>○県の「地震減災行動計画」及び「地震防災緊急事業五箇年計画(平成23年度～平成27年度)」に則り、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な推進について記載 (地震災害対策編-377)</p> <p>○様々な災害条件を考慮した実践的な訓練の実施、訓練後の結果及び課題等に関する災害活動体制への反映、訓練における女性や要配慮者等多様な主体の視点の取り入れと十分な配慮、性別や年齢等による役割を固定化することがな</p>

	<p>いようにする旨を記載 (地震災害対策編-382)</p> <p>○指定緊急避難場所及び指定避難所の確保と、安全避難の環境整備について記載 特に、避難行動要支援者に対する避難支援及び避難所の入所・支援に関する家族・介護者及び福祉・医療機関との緊密な連携体制の整備、避難生活における避難者のプライバシーの尊重、要配慮者に対して特に配慮するための施設・設備の整備、避難所運営に関する体制整備について記載 (地震災害対策編-385)</p> <p>○河川、ため池等の施設の対策として、能代市水防計画に基づいた水防要員の確保及び水防資器材の備蓄、未改修河川の整備促進、ホームページによる情報提供等を行い、円滑・迅速な避難の推進について記載 (地震災害対策編-400)</p> <p>○地震火災発生の未然防止と延焼被害の軽減を図るため、消防力の強化及び充実、防火思想の普及及び予防査察の実施等、必要な予防対策の推進について記載 (地震災害対策編-402)</p> <p>○宅地の災害防止、エレベーターの閉じ込め防止対策について記載 (地震災害対策編-408・409)</p>
<p>④災害時の情報提供の充実</p>	<p>○防災関係機関との情報収集・伝達ルートを確立し、情報収集伝達体制の整備に努めるとともに、市及び防災関係機関が提供または伝達できる情報について、訓練等を通じて実態を把握し、体制の強化を図る旨について記載 (地震災害対策編-383)</p> <p>○津波からの迅速かつ確実な避難を実施するため、地震発生時の海面監視体制の整備、津波情報等の収集・伝達体制の強化について記載 (津波災害対策編-505)</p> <p>○津波に関する情報（特別警報、警報、注意報等）を受信した際の、市民及び関係機関に対する迅速かつ適切な情報伝達と、伝達内容に関する避難行動要支援者への配慮について記載 (津波災害対策編-520)</p> <p>○全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動した防災行政無線により、市民への災害情報の伝達、防災情報メー</p>

	<p>ルの普及、災害時情報システムの導入に向けた調査・研究の推進等について記載</p> <p>(一般災害対策編-47・48)</p>
⑤備蓄体制等の強化	<p>○災害時に必要な食料や生活必需品の備蓄状況、必要物資の確保のための協定締結状況、市内の災害応急用協力井戸の状況について記載</p> <p>(一般災害対策編-62)</p> <p>○市民や自主防災組織、事業所等に対し、自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資を備蓄するよう働きかけるとともに、災害発生直後から被災者に対して必要な物資等を円滑に供給できるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る旨について記載</p> <p>(地震災害対策編-394)</p>
⑥避難所の機能強化	<p>○指定避難所等に必要な次の設備等をあらかじめ整備し、または必要な時、直ちに配備できるよう準備に努める旨について記載</p> <ul style="list-style-type: none"> *食料、生活必需品 *非常用電源の配置とその燃料 *医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等 *毛布、暖房器具、暖房施設等 *被災者による災害情報入手機器（被災者用テレビ、ラジオ等） *空調、洋式トイレ等要配慮者に配慮した設備 *プライバシーの保護、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮した環境 <p>○避難の長期化に対応した給水体制と資機材の整備について記載</p> <p>○指定緊急避難場所及び指定避難所、避難方法等に関する市民への周知徹底について記載</p> <p>(地震災害対策編-389)</p>
⑦大規模停電への備え	<p>○市の重要施設や福祉・医療施設、指定避難所等において、非常用電源や非常用発電機の燃料の確保に努めるとともに、大規模停電を想定した訓練の実施について記載</p> <p>(地震災害対策編-434)</p>
⑧原子力施設の災害対策	<p>○原子力災害発生時における、空間放射線量の測定や水道水・食品・農作物等の放射性物質の測定、放射線に関する健康相談等の実施について記載</p> <p>(一般災害対策編-352)</p>

(2) 大規模災害時における被災者対応等の強化

<p>①市（県）境等を越えた被災住民の受入れ</p>	<p>○遠方の市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、運送事業者等との被災者輸送に関する協定の締結等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるとともに、広域一時滞在に際し、被災者の所在地等の情報について、市と避難先の市町村で共有する仕組みを構築するよう努める旨を記載</p> <p style="text-align: right;">（一般災害対策編-57）</p> <p>○広域避難必要時における協定等に基づく県及び他市町村への被災者の受入れ要請について記載</p> <p>また、他市町村からの被災者の受入れ施設等をあらかじめ決定しておくよう努める旨について記載</p> <p style="text-align: right;">（一般災害対策編-241）</p>
<p>②防災拠点等の整備</p>	<p>○災害発生時の防災拠点となる市役所本庁舎が被災し、使用が困難となった場合に備え、二ツ井町庁舎を市役所本庁舎の代替施設として指定する旨を記載</p> <p style="text-align: right;">（一般災害対策編-59）</p> <p>○本庁舎及び二ツ井町庁舎の地域防災拠点施設の指定、本庁舎新築計画及び二ツ井町庁舎の整備、「道の駅ふたつ」を地域防災拠点施設として整備する旨について記載</p> <p style="text-align: right;">（一般災害対策編-60）</p> <p>○備蓄倉庫及び備蓄拠点の整備の計画的な推進、新たな備蓄倉庫の建設の検討、指定避難所等に指定されている学校・公民館等のスペースを活用し、分散備蓄に努める旨について記載</p> <p style="text-align: right;">（一般災害対策編-60）</p> <p>○指定避難所等に輸送する施設（二次物資集積拠点）として、「道の駅ふたつ」を指定し、必要に応じて整備を推進するとともに、二次物資集積拠点の運営及び物資の輸送等について、倉庫事業者や運送事業者との協定を締結するよう努める旨について記載</p> <p style="text-align: right;">（一般災害対策編-60・61）</p> <p>○「道の駅ふたつ」について、地域防災拠点施設として整備することとし、非常用発電設備、防災倉庫等の設置を検討する旨を記載。</p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策編-393）</p>
<p>③自治体間の相互支援</p>	<p>○大規模災害の発生に備えた県内外市町村との応援協定の締結、様々な公共機関及び民間事業者との応援協定の締結について記載</p>

	<p>(一般災害対策編-135)</p> <p>○県等と連携して、大規模災害発生時に直ちに県有施設、市有施設及び民間宿泊施設の受入可能状況を調査するとともに、県を通じて被災都道府県から災害救助法に基づく被災者の受入要請があった場合には、被災都道府県と連携を図り、速やかに被災者の受入れを行い、被災者のニーズに応じた各種支援を行う旨について記載</p> <p>(一般災害対策編-187～188)</p>
④医療体制の整備	<p>○病院は、以下の設備等の整備に努めるものとする旨記載</p> <ul style="list-style-type: none"> *ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備 *水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約 *メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約 *在宅医療機器使用患者等を抱える医療機関においては、平常時からこれらの患者に関する連絡体制及び搬送先等の計画を策定 <p>○救急蘇生法、災害時のトリアージの意義、災害時の救急搬送システム、お薬手帳等について、市民への普及啓発を図る旨記載</p> <p>(一般災害対策編-126～127)</p>
⑤防災拠点への燃料油等供給対策	<p>○非常用発電機等を整備している指定避難所や公共施設等の施設管理者における燃料の確保及び設備の整備について記載</p> <p>(一般災害対策編-146)</p> <p>○燃料油に係る情報を収集して、市民に提供するとともに、必要に応じて、協定に基づき秋田県石油商業組合能代山本支部に対して、石油製品等の供給を要請する旨記載</p> <p>(一般災害対策編-281)</p>
⑥行政機能の維持・確保等	<p>○業務継続マネジメント（BCM）の構築及び業務継続計画（BCP）の策定、重要なデータ等の各種情報のバックアップデータの作成について記載</p> <p>(地震災害対策編-433)</p>

(3) 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し

<p>①最近の風水害・雪害等を踏まえた対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○集中豪雨等による内水被害対策(都市型水害対策)として、側溝・雨水路や管きよの整備の促進、能代市内水ハザードマップ(悪土川流域・比井野川流域)の周知、防災訓練等を通じて、市民に対して大雨に対する事前の備えや簡易水防工法等の周知を行なうことについて記載 (一般災害対策編-72) ○様々な媒体を活用し、除雪に対する地域住民の理解を深め、除雪マナーの向上や除排雪活動への協力を求めるとともに、所管する道路の除排雪に関する対応窓口を明らかにする旨を記載 ○地域住民に対し、市民が利用できる雪捨て場の現状や道路の除雪時期等の情報提供に努める旨を記載 (一般災害対策編-103) ○県が「雪下ろし注意情報」を発表した場合、市は、防災行政無線等を通じて、市民に注意を喚起する旨記載 (一般災害対策編-105) ○豪雪対策本部等の設置と、全庁体制での雪害対応の実施について記載 (一般災害対策編-165)
<p>②避難行動要支援者対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣の他の避難行動要支援者との関わりを積極的に持っておく必要があるため、広報等を通じたその取組の促進、啓発に努めるほか、老人クラブ活動等の円滑な実施に配慮する旨について記載 ○避難行動要支援者に対し、避難時や指定避難所において援助が必要な事項について記載した連絡カードの作成、非常持出品の準備等についての啓発、避難行動要支援者及び避難支援者の防災訓練への積極的な参加促進について記載 ○水害時における高齢者福祉施設優先の指定避難所の指定について記載 ○避難行動要支援者の状態に基づき、災害時における家族及び地域の役割について啓発する旨について記載 また、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織等は、平常時から避難行動要支援者の避難誘導・支援体制の確立に努めるものとする旨について記載 ○要配慮者や避難行動要支援者の平常時における実態を把握し、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等、支

	<p>援体制の確立に努める旨について記載 (一般災害対策編-55・129)</p> <p>○避難行動要支援者に対する以下の配慮について記載</p> <ul style="list-style-type: none"> *避難準備情報等の発令・伝達に関する配慮 *個別計画の活用 *多様な手段の活用による情報伝達 <p>(一般災害対策編-230)</p>
<p>③帰宅困難者対策</p>	<p>○「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等に関する平常時からの広報の実施、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所の確保について記載</p> <p>また、大規模集客施設等の管理者に対しては、施設利用者の誘導體制の整備の促進を図る旨について記載</p> <p>(一般災害対策編-55～56)</p> <p>○多数の帰宅困難者が発生した場合の、市、防災関係機関及び県の帰宅困難者への支援策（一時滞在施設の確保、物資及び公共交通機関の運行情報等の提供）について記載</p> <p>(一般災害対策編-242～243)</p>
<p>④防災意識向上のための普及啓発</p>	<p>○学校教育はもとより、様々な場で地域の特徴や過去の津波の教訓等について、継続的な防災教育に努める旨を記載</p> <p>(津波災害対策編-503)</p> <p>○災害対策活動に備えた職員の意識啓発の実施と、市民に対する防災計画及び防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等についての効果的な広報の実施について記載</p> <p>なお、市民への防災啓発に当たっては、男女共同参画の視点を盛り込むとともに、高齢者、障がい者、外国人等、要配慮者への広報に十分配慮する旨記載</p> <p>(一般災害対策編-35)</p>
<p>⑤そのほか災害対策の強化</p>	<p>○災害応急対策として、新たに応急保育の実施、危険物等積載運搬車両の事故対策、動物の救護、航空機事故応急対策、罹災証明書の発行について計画に定める。</p> <p>(一般災害対策編-311, 312, 317, 334, 348, 357)</p> <p>(地震災害対策編-477, 479, 484, 488)</p>